

## ポイントUP会員サービス特約（2023年6月30日版）

### 第1条（目的および適用等）

1. 本特約は、株式会社バローフィナンシャルサービス（以下「当社」という。）所定のLu Vit クレジット会員規約（以下「会員規約」という。）および会員規約に付随する規定もしくは特約等（以下「会員規定等」という。）の適用を受ける会員からの申込みにより提供する有料のポイントサービスである「ポイントUP会員サービス」（以下「本サービス」という。）の利用に関する条件等について定めるものです。
2. 本特約は当社が管理するポイントプログラムであるLu Vit クレジットポイントサービスについて定めるLu Vit クレジットポイント利用規定（以下「原規定」という。）の特約です。本特約に定めのない事項については、原規定、会員規約ならびに会員規定等が適用されます。
3. 当社は、民法の定めに基づき、会員と個別に合意することなく、本特約を改定できるものとします。この場合、当社は、当該改定の効力が生じる日を定め、原則として対象本会員（本特約第2条第2項に定めるものをいう。以下同じ。）に対して当該改定につき通知します。ただし、当該改定が専ら対象会員（本特約第2条第2項に定めるものをいう。以下同じ。）の利益となるものである場合または対象会員への影響が軽微であると認められる場合、その他対象会員に不利益を与えないと認められる場合には、当社のホームページ等での公表のみとする場合があります。

### 第2条（ポイントUP会員サービス）

1. 会員規約に定める本会員が、当社所定の方法で本サービス入会を申込みことができます。会員規約に定める家族会員は、本サービス入会を申込みことはできません。
2. 本会員による前項の申込に対して当社が承認した場合、当該本会員（以下「対象本会員」という。）および対象本会員に属する家族会員（以下「対象家族会員」という。以下、対象本会員と対象家族会員を総称して「対象会員」といいます。）が、会員規約に定めるショッピング利用を行った場合に、当社は、対象会員に対して、ポイント加算の対象となるショッピング利用代金の合計に対して、200円（税込み）につき1ポイントを加算する通常ポイント（原規定第3条第1項に定めるものをいう。以下同じ。）に加え、ポイントUP会員サービスの対象となる期間（以下「ポイントUP期間」という。）に限り、200円（税込み）につき1ポイントを追加加算します。
3. 前項に定める追加加算は、通常ポイントのみが対象であり、ショップポイント（原規定第3条第2項から第4項に定めるものをいう。）およびキャンペーンポイント（原規定第3条第5項に定めるものをいう。）は前項の追加加算の対象とはなりません。
4. 本サービスは本会員と本会員に属する家族会員が同様に適用を受けるサービスであり、本会員に属する家族会員が存在する場合に、本会員のみ適用を受けることや、家族会員のみ適用を受けること、また家族会員が複数存在する場合に、一部の家族会員のみ適用を受けること、一部の家族会員を適用除外とすることなどはできません。
5. 対象本会員から、本特約第5条第1項に定める方法ならびに解約期限までに、当社に対して本サービス解約の申出がない場合、設定済みの料金設定にて本サービスは自動延長され、サービス料金支払義務が生じることを対象本会員は予め承諾するものとします。
6. 当社は、お支払いいただいたサービス利用料金を返金することや、サービス利用料金のカード払いを取り消すこと、サービス利用料金の支払いのために減算されたLu Vit クレジットポイントを復活させる等の特別措置には一切応じることはできません。

### 第3条（用語の定義）

1. 「ポイントUP期間」とは、本サービスの追加加算の対象となる期間をいいます。ポイントUP期間の始期と終期は下記の通りです。

始期：本特約第2条第2項に定める、当社が本サービス入会承認を行った日（以下「本サービス

入会日」という。)の0時0分0秒

終期：サービス利用料金が年払いの場合、年単位の入会応答日の前日の23時59分59秒

サービス利用料金が月払いの場合、月単位の入会応答日の前日の23時59分59秒

- 「年単位の入会応答日」とは、本サービス入会日の翌年の同月同日をいいます。なお、本サービス入会日が2月29日の場合の年単位の入会応答日は翌年の3月1日とします。
  - 「月単位の入会応答日」とは、本サービス入会日の翌月の同日をいいます。なお、翌月に本サービス入会日と同日が存在しない場合、月単位の入会応答日は翌月1日とします。
- ※ 本特約末尾の別紙にポイントUP期間を例示します。

#### 第4条 (サービス利用料金)

- 対象本会員は、本特約末尾の別紙に記載のサービス利用料金表にもとづきサービス利用料金を支払うものとします。対象本会員は、本サービス入会申込み時に、当社所定の方法でサービス利用料金表に記載の年払いまたは月払いのいずれかのサービス利用料金を選択（以下「料金選択」という。）するとともに、サービス利用料金を対象本会員のカード利用にて支払う（以下「カード払い」という。）か、対象本会員が現に保持するLu Vit クレジットポイント残高からのサービス利用料金相当のポイント数減算にて支払う（以下「ポイント払い」という。）かを選択するものとします。
- 対象本会員は、カード払いの場合、当社がポイントUP入会を承認した翌月以降の当社が指定した約定支払日に、カード利用代金の支払いと同様の方法により、サービス利用料金を当社に支払うものとします。なお、ポイント払いを指定した場合、当社は、当該ポイント払いを指定した時点においてLu Vit クレジットポイントの減算を試みますが、Lu Vit クレジットポイントの減算ができなかった場合には、対象本会員に何ら連絡等を行うことなく、理由を問わず当然にカード払いとして取り扱うことを、対象本会員は予め承諾するものとします。
- 対象本会員は、ポイントUP期間中においては、会員規約第3条第1項・第2項に定めるカードの再発行の場合や、会員規約第6条第2項に定める更新カードを発行する場合を含めいかなる場合においても下記各号ができないことを予め承諾のうえ、本サービス入会申込みを行うものとします。
  - ポイントUP期間中に本サービス入会申込みを撤回することや取消等すること
  - ポイントUP期間中に一旦選択した料金選択や支払方法を変更すること
- 対象本会員は、本サービス入会申込み時に料金選択がなされなかった場合や料金選択に不備があった場合、当社は当該会員の料金選択を「月払い」として取り扱うことを予め承諾するものとします。
- 当社は、対象本会員が第5条第1項に定める解約期限までに、当社所定の方法で本サービスの解約を申出ない場合、その時点で適用の料金選択および支払方法にて本サービスを自動延長します。
- 当社は、対象本会員から当社所定の方法で料金選択や支払方法の変更の申出を受け付けた場合、現に有効なポイントUP期間が終了後の次のポイントUP期間の始期から当該申出による料金選択や支払方法を適用します。

#### 第5条 (本サービスの解約)

- 対象本会員は、本サービス解約を希望する場合には、ポイントUP期間の最終日の23時59分59秒（以下、「解約期限」といいます。）までに、Lu Vit クレジットアプリの操作またはLu Vit クレジットコールセンターへのお電話による申込みにより本サービス解約を申出るものとします。
- 前項の申出のない場合、ならびに解約期限を過ぎて申出があった場合、本サービスは自動延長となりサービス利用料金が発生し、対象本会員は、本特約第4条第2項の定めによりサービス利用料金を当社に支払うものとします。
- 対象家族会員は、本サービス解約や自らを本サービスの適用除外とすることを申出ることとはできません。

## 別紙

### サービス利用料金表

料金設定	サービス利用料金	サービス利用料金を Lu Vit クレジットポイントで 支払う場合の必要ポイント数	ポイントUP期間
年払い	年間 5,900 円 税込み 6,490 円	6,490 ポイント	本サービス入会日 0 時 0 分 0 秒から翌年の年単位の入会応答日の前日 23 時 59 分 59 秒までの期間
月払い	月間 590 円 税込み 649 円	649 ポイント	本サービス入会日 0 時 0 分 0 秒から翌月の月単位の入会応答日の前日 23 時 59 分 59 秒までの期間

※ 上記は、本特約制定時点のものです。サービス利用料金ならびにサービス利用料金を Lu Vit クレジットポイントで支払う場合の必要ポイント数は消費税の改定の場合には当然に改定に応じて変更されます。

### 年払いの場合のポイントUP期間の例

入会日	ポイントUP期間	入会応答日
当年 1 月 10 日	当年 1 月 10 日 0 時 0 分 0 秒～翌年 1 月 9 日 23 時 59 分 59 秒	翌年 1 月 10 日
当年 2 月 28 日	当年 2 月 28 日 0 時 0 分 0 秒～翌年 2 月 27 日 23 時 59 分 59 秒	翌年 2 月 28 日
当年 2 月 29 日	当年 2 月 29 日 0 時 0 分 0 秒～翌年 2 月 28 日 23 時 59 分 59 秒	翌年 3 月 1 日

### 月払いの場合のポイントUP期間の例

入会日	ポイントUP期間	入会応答日
1 月 28 日	1 月 28 日 0 時 0 分 0 秒～2 月 27 日 23 時 59 分 59 秒	2 月 28 日
うるう年の 1 月 29 日	1 月 29 日 0 時 0 分 0 秒～2 月 28 日 23 時 59 分 59 秒	2 月 29 日
うるう年の 1 月 30 日	1 月 30 日 0 時 0 分 0 秒～2 月 29 日 23 時 59 分 59 秒	3 月 1 日
うるう年の 1 月 31 日	1 月 31 日 0 時 0 分 0 秒～2 月 29 日 23 時 59 分 59 秒	3 月 1 日
平年の 1 月 29 日	1 月 29 日 0 時 0 分 0 秒～2 月 28 日 23 時 59 分 59 秒	3 月 1 日
平年の 1 月 30 日	1 月 30 日 0 時 0 分 0 秒～2 月 28 日 23 時 59 分 59 秒	3 月 1 日
平年の 1 月 31 日	1 月 31 日 0 時 0 分 0 秒～2 月 28 日 23 時 59 分 59 秒	3 月 1 日
3 月 31 日	3 月 31 日 0 時 0 分 0 秒～4 月 30 日 23 時 59 分 59 秒	5 月 1 日

## 改定履歴

	改訂後	改訂前
2023年6月30日改訂	下線が改訂箇所	
第4条 2.	<p>対象本会員は、カード払いの場合、当社がポイントUP入会を承認した翌月以降の当社が指定した約定支払日に、カード利用代金の支払いと同様の方法により、サービス利用料金を当社に支払うものとします。なお、ポイント払いを指定した場合、<u>当社は、当該ポイント払いを指定した時点においてLu Vit クレジットポイントの減算を試みますが、Lu Vit クレジットポイントの減算ができなかった場合には、対象本会員に何ら連絡等を行うことなく、理由を問わず当然にカード払いとして取り扱うことを、対象本会員は予め承諾するものとします。</u></p>	<p>対象本会員は、カード払いの場合、当社がポイントUP入会を承認した翌月の約定支払日に、カード利用代金の支払いと同様の方法により、サービス利用料金を当社に支払うものとします。なお、ポイント払いを指定した場合において、理由を問わずポイント払いができなかった場合には、当社は対象本会員に何ら連絡等を行うことなく、当然にカード払いとして取り扱うことを、対象本会員は予め承諾するものとします。</p>